

平成22年4月27日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官 宍道直子
平成21年(ワ)第368号「ごみ有料化条例」の無効確認等請求控訴事件 (原審・横浜地方裁判所平成19年(ワ)第21号)

(口頭弁論終結日 平成22年2月16日)

判 決

神奈川県藤沢市 [REDACTED]

控 訴 人

神奈川県藤沢市 [REDACTED]

控 訴 人

神奈川県藤沢市 [REDACTED]

控 訴 人

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

被 控 訴 人

同 代 表 者 市 長

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士



藤 沢 市

海 老 根 靖 典

中 津 川 彰

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は控訴人らに対し、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年3月29日条例第38号）22条の2所定の指定収集袋を使用しない一般廃棄物を収集する義務があることを確認する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件の事案の概要は、原判決の「事実及び理由」第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。原判決は控訴人らの請求を棄却したので、控訴人らがこれを不服として控訴した。

2 基礎となる事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の2及び第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決15頁8行目の「事務ではない。」の次に「また、ごみの排出者とごみの収集、運搬、処分という役務提供との間に1対1の対応関係はない。」と加える。

(2) 原判決16頁2行目の「誤りである。」の次に「また、指定収集袋の使用により役務受益者が特定されるものではない。」と加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人らの請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」第4）のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決26頁4行目の「指定収集袋を単位として」を「指定収集袋を介して」と改め、6行目の「個別的な一対一の関係」を「個別的な対応関係」と改め、15行目の「排出者の排出行為」から17行目の「その負担」までを次のとおり改める。

「また、指定収集袋を介在させることにより、ごみの排出者とその収集運搬行為との間に対応関係が生じ、指定収集袋を用いたごみ排出者に対してのみ負担を課することが可能となるのであるから、指定収集袋を用いた排出者のためのごみの収集運搬行為は、「特定の者」のために提供する役務であるということができ、排出者の指定収集袋に係る料金の負担」

(2) 原判決27頁5行目の「徴収すること」の次に「及び手数料徴収の方法として事前に有償の指定収集袋を調達させる方法を選択したこと」と加える。

2 よって、控訴人らの請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 園 尾 隆 司

裁判官 藤 下 健

裁判官 櫻 井 佐 英

これは正本である。

平成 22 年 4 月 27 日

東京高等裁判所第 10 民事部

裁判所書記官